

県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程の一部を改正する規程

平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表但馬県民局豊岡農林水産振興事務所参事の項中「和田山家畜保健衛生所長」を「朝来家畜保健衛生所長」に、丹波県民局丹波農林振興事務所参事の項中「和田山家畜保健衛生所長」を「朝来家畜保健衛生所長」に改める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。



兵庫県告示第1098号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から施行する。

平成28年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中 「和田山家畜保健衛生所」を「朝来家畜保健衛生所」に改める。

2 中 「神戸特別支援学校」を「神戸特別支援学校」に改める。
「神戸特別支援学校」を「西神戸高等特別支援学校」に改める。
「阪神特別支援学校」を「阪神特別支援学校」に改める。